

2000年5月2日

西いぶり廃棄物処理広域連合長
(室蘭市長) 新宮 正志 様



廃棄物処理施設建設計画にともなう「猛禽類」保全対策に関する要望書

貴広域連合では、室蘭市石川町内に一般廃棄物処理施設の建設を計画されていると伺いました。

ところで、この計画地付近ではオオタカを含む猛禽類が生息しているとの情報があります。これは当協会で直接に確認したものではありませんが、地元の自然愛好家などによれば、オオタカの生息は確実であると指摘されており、その情報を伝える新聞報道もなされております。

ご承知とは思いますが、オオタカは絶滅が危惧される希少な野生生物です。オオタカを含む猛禽類の保護については、環境庁が「猛禽類保護の進め方—特にイヌワシ・クマタカ・オオタカについて」(1996)という指針を公表し、これらが生息する地域での開発行為に際しては、慎重な自然環境調査を行うとともに適切な保全対策を講ずることが求められています。

私たちは、西いぶり地域における廃棄物広域処理施設の是非を述べているのではありません。どのような建設計画であっても、猛禽類の生息情報があるのに、それを無視して建設を進めるようなことは、あってはならないことなのです。

したがって下記事項を要望いたしますので、よろしくご配慮されるよう、お願い申しあげます。

記

- 1 猛禽類の生態などに詳しい専門家の意見を聞き、計画地周辺のオオタカなどの生息情報を整理するとともに、専門家を交えた現地調査を実施すること。
- 2 その結果、オオタカなどの生息が確認され、また相当な確実性をもって生息すると判断される場合は、環境庁の「猛禽類保護の進め方—特にイヌワシ・クマタカ・オオタカについて」(1996)に沿った自然環境調査を実施し、適切な保全対策を講ずること。